

空き店舗等活用促進事業の募集について

東彼杵町では、東彼杵町内の空き店舗等の有効活用を促進し、町の賑わい創出と活性化を図るため、空き店舗等へ出店される方に対し、店舗等の家賃及び改修費の一部を補助し、更に出店後の経営開始にあたって定額の初度経営開始奨励金を交付します。

1 募集期間

平成25年4月1日（月）から募集を開始します。

2 対象要件

申請する時点において、以下の（１）～（７）の条件を全て満たす個人、又は法人が対象となります。

（１）東彼杵町内の空き店舗等において、「小売業・卸売業」、「飲食業」、「サービス業」のいずれかの業種を営もうとする個人又は法人。

なお、「その他町長が特に認めた業種」も対象とします。

◆空き店舗等とは

過去に営業をしていた実績のある店舗、事務所、倉庫のほか、今後店舗として営業することが可能な古民家等の家屋を含みます。

（２）東彼商工会の会員となり、経営指導を受け、営業にあたり必要な許可を受けていること。

（３）空き店舗等所有者等と空き店舗等の賃借契約を取り交わし、その契約期間が2年以上であること。

◆所有者等とは

空き店舗等の所有者又はそれを管理している者をいう。

（４）概ね正午以前に開店するものであり、1日に6時間以上かつ1週間に5日以上営業ができるものであること。

（５）補助金の交付申請をする時点において、納期の到来したすべての町税を完納しているものであること。

（６）町内で営業している店舗から空き店舗等へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としないこと。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと。

3 補助内容・対象経費

事業名 [補助対象経費]	補助率	補助限度額	期間・回数
① 空き店舗等賃借料事業 [空き店舗等(駐車場を含む)の賃借料(敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く。)]	1/2	25千円/月	営業開始の属する月の翌月から1年
② 空き店舗等改修事業 [空き店舗等の改修費又は改築費及び付帯設備の設置に要する経費。但し、備品類は除く。]	1/2	500千円	一の店舗につき1回交付
③ 初度経営開始奨励金	定額	200千円	一の店舗につき1回交付

4 申請方法

『東彼杵町空き店舗等活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）』に必要事項を記入し、下記書類を添付の上、まちづくり課窓口へご持参下さい。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 東彼商工会入会を証する書類の写し
 - (3) 町税の未納がない証明書 又は 納税照会同意書
 - (4) 賃貸借契約書の写し
 - (5) 現況写真（内部・外部）
 - (6) 定款又はこれに準ずるもの（申請者が法人の場合）
 - (7) 空き店舗等改修事業に係る見積書及び函面（②空き店舗等改修事業の場合）
- ※ 添付資料については、上記の外、別途提出を求める場合があります。

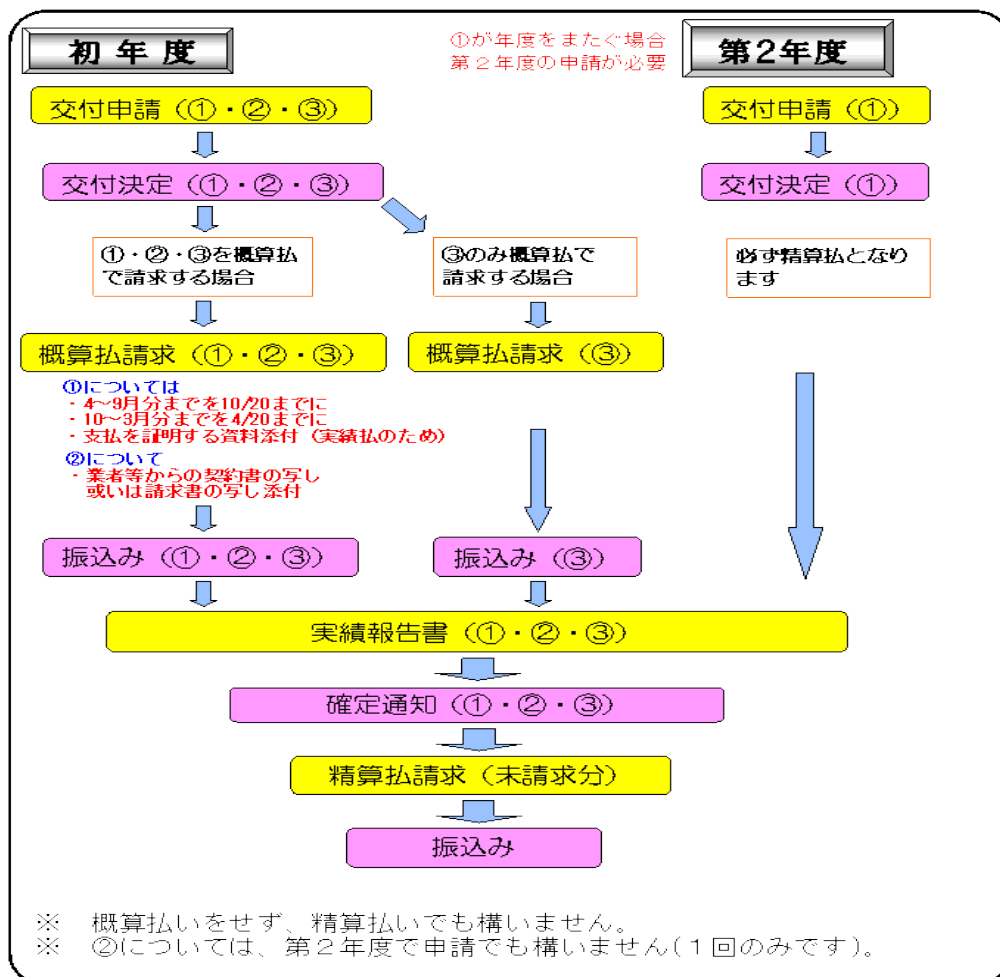
東彼杵町ホームページの『各種申請書コーナー』からダウンロードしてください。

<http://www.sonogi.jp>

5 申請から補助金交付までのフロー

補助金交付までのフロー

【① 空き店舗等賃借料事業、② 空き店舗等改修事業、③ 初度経営開始奨励金】



6 お問い合わせ

長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1850番地6
東彼杵町役場 まちづくり課 企画係
電話 0957-46-1111 (内線16・17)
FAX 0957-46-0884